

人流データ等による長野県観光動向調査業務 公募型プロポーザル審査要領

1 目的

新たな観光振興財源の検討に係る基礎資料とするため、人流データ等を活用して長野県の観光客数（宿泊・日帰り別、性年代別、居住地別、日本人・訪日客別）や周遊状況のデータを取得し、委託者へ提供する。

2 審査委員会の設置

優れた提案者を選定するため、「人流データ等による長野県観光動向調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

なお、審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 審査委員会の構成等

(1) 任務 審査委員会は、委託候補者となる事業者の選定に関することを審議する。

(2) 審査委員

審査委員は次に掲げる者とする。なお、副委員長は委員長が指名する者をもって充てるものとし、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

	所属	職名	氏名	備考
1	山岳高原観光課	課長	小林 伸行	委員長
2	山岳高原観光課	企画幹兼 課長補佐	中沢 道彦	
3	山岳高原観光課	課長補佐兼 企画経理係長	宮澤 仁	
4	観光誘客課	課長補佐	矢沢 哲也	
5	企画振興部総合政策課統計室	統計第一係長	清水 奏子	
6	(一社)長野県観光機構	T Xデザイン部 マネージャー	永井 優也	

(3) 会議

ア 審査委員会は、委員長が招集する。

イ 委員長は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に替えて書面により委員の意見を求めることができる。

4 審査方法

(1) 審査対象 提案書、添付書類及びプレゼンテーション内容

(2) 審査基準 別添「審査基準表」のとおり

(3) 採点方法 別添審査表の項目ごと予め定めた配点による評価とする

5 委託候補者の決定

- (1) 別添「審査基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点により評価し、項目ごと各委員評価点の平均点を「委員会評価点」とする。
- (2) 各項目の委員会評価点の合計が60点以上、かつ最も高い得点を獲得した者を見積業者に選定する。合計得点が同点の際には、審査委員会での協議により決定する。

(別添)

人流データ等による長野県観光動向調査業務
公募型プロポーザル審査基準表

項 目	評価内容	配点
1 業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・仕様書（案）に記載のデータが適切に取得可能な仕組となっているか・目的の達成に必要なデータ精度が担保されているか（個人情報に配慮の上、より多くのデータを取得できる仕組となっているか）・データは抽出・分析が可能な形で提供されるか・その他、他の人流データシステムと比して優れている点など	50
2 業務に要する経費及びその内訳	<ul style="list-style-type: none">・コスト及び経費の内容が適切か	20
3 他自治体における活用実績	<ul style="list-style-type: none">・他自治体においても実績を有し、確実に必要なデータを取得できるか	20
4 その他業務の目的を達するために有効な事項	<ul style="list-style-type: none">・個人情報の保護管理が適切であること	10
合 計		100